

職場意識改善計画

平成 24年 5 月 2 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>労働時間、休日、休暇などについて、労使間の話し合いの場として、労働時間等設定改善委員会（労使懇談会）を設ける。また、委員の任期や委員会（懇談会）の運営等について、必要な事項を盛り込んだ規程を策定する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>設置した労働時間等設定改善委員会（労使懇談会）において、所定外労働時間の削減、年次有給休暇を取得しやすい環境整備、業務改善など様々な課題を扱うことし、年4回程度を目標として定期的に開催する。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>事業場内の職場意識を改善するため、労働者各人からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を選任するなどにより、受付体制を整備する。また、労働者に対して受付体制や担当者について周知を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年度目の労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望の状況を踏まえ、より受付しやすい体制の整備を検討・整備する。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、社内報への掲載、事務所内の見やすい場所への掲示、労働者全員にメールによる周知を行う。</p> <p>(2年度目)</p> <p>労働者への周知として、職場意識改善計画のポイントや取組事例をまとめたパンフを作成し、労働者全員に配布することにより、一層の周知を図るとともに、自社のホームページに職場意識改善計画の概要を掲載し、当該取組について内外に広く周知する。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>職場意識改善の必要性や意義について、主に管理職に対して研修会を最低1回開催し、意識啓発を図る。</p> <p>(2年度目)</p> <p>管理職のみならず、労働者を対象に外部講師を招く等により研修会を最低1回開催し、労働者の意識改革を図る。</p>